

大口町告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成28年5月23日

大口町長 鈴木雅博

供用開始

路線 番号	路線名	区 間	供用開始年月日
1602	大屋敷 102 号線	大屋敷二丁目 62 番地先から 大屋敷一丁目 126 番地先まで	平成 28 年 5 月 25 日
1603	大屋敷 103 号線	大屋敷一丁目 143 番地先から 大屋敷一丁目 145 番地先まで	平成 28 年 5 月 25 日
1599	大屋敷 99 号線	大屋敷一丁目 141 番地先から 大屋敷一丁目 145 番地先まで	平成 28 年 5 月 25 日
1536	大屋敷 36 号線	大屋敷一丁目 106 番 1 地先から 大屋敷一丁目 120 番 1 地先まで	平成 28 年 5 月 25 日
1538	大屋敷 38 号線	大屋敷一丁目 145 番地先から 大屋敷一丁目 152 番 1 地先まで	平成 28 年 5 月 25 日

# 供用開始路線図

- |   |      |            |
|---|------|------------|
| ① | 1602 | 町道大屋敷102号線 |
| ② | 1603 | 町道大屋敷103号線 |
| ③ | 1599 | 町道大屋敷99号線  |
| ④ | 1536 | 町道大屋敷36号線  |
| ⑤ | 1538 | 町道大屋敷38号線  |

